

長野県上田地域 基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

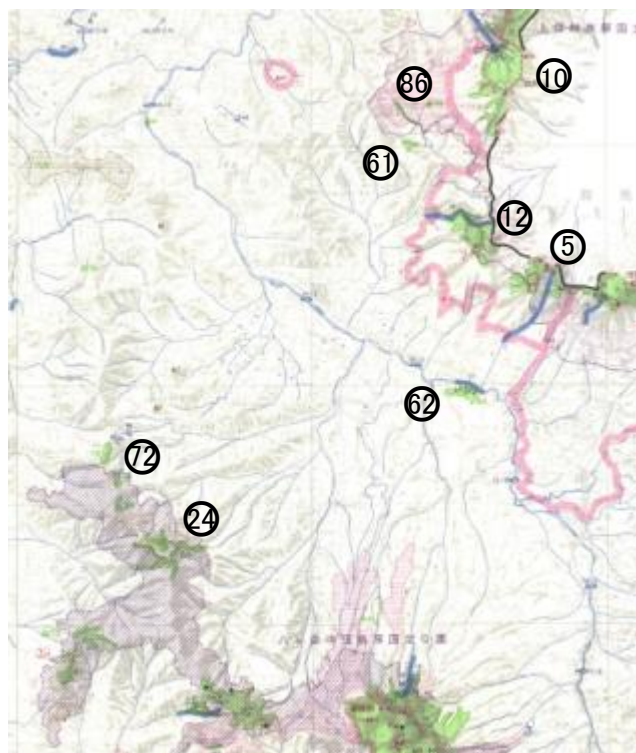
設定する区域は、平成 29 年 11 月 17 日現在における上田市、東御市、長和町、青木村及び坂城町の行政区域（以下「当地域」という。）とし、面積はおよそ 9.6 万 ha である。

当地域は、地域の一部に上信越高原国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する長野県自然環境保全地域、自然公園法に規定する長野県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地 500）、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等は本地域には存在しない。

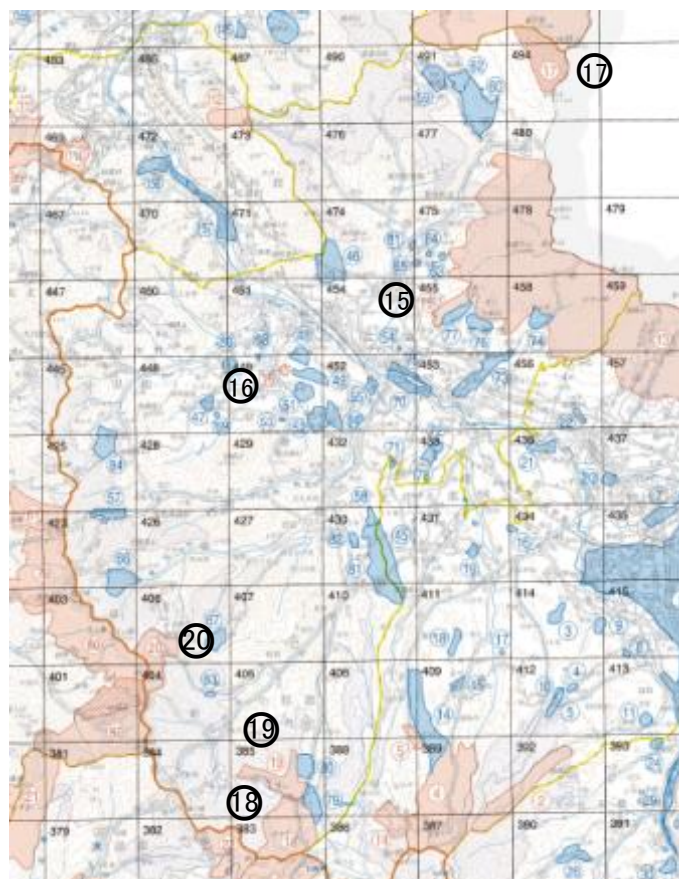
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

5	浅間山の自然植生
10	四阿山の針葉樹林
12	菅平の湿性林
24	美ヶ原の原生林
61	菅平大洞のブナ残存林
62	布引観音寺付近の植生
72	焼山のブナ林
86	菅平のツキヌキソウ群落



長野県鳥獣保護区位置図

15	鷲場山
16	長野大学野鳥愛護園
17	十の原
18	大門
19	大門鷹山
20	美ヶ原東



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

当地域は、長野県の北東部に位置し、長野県北側の長野地域、東側の佐久地域、南側の諏訪地域、更に西側の松本地域の各市町村と接している。北に上信越高原国立公園の四阿（あずまや）山、烏帽子（えぼし）岳、菅平高原、湯の丸高原、南に八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原等の高原や2,000m級の山々に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた地域である。また、地域の中央部を千曲川が二分する形で東南から北西に流れ、鹿曲川、依田川、神川、浦野川などの各河川が注ぎ込んでいる。

産業別では、農業は、比較的経営規模の小さい農家が多いが、標高差が大きく降水量が少なく日照時間が長い気象条件を巧みに活かした特色ある農業が展開されている。特に菅平地域の高原野菜や、東御市及び上田市塩田地区を中心としたぶどう栽培などをはじめ、多種多様な作物が生産されている。平成27年の農業産出額は、きのこ類、野菜がそれぞれ約2割を占めているが、年々、就農者の高齢化が進んでおり担い手の確保と育成が課題である。林業については、当地域の森林率は72%と県平均の78%を下回っているが、森林組合が当地域の中核的な事業体として間伐等の森林整備に取り組んでいる。平成27年の林業生産額は約11億円であり、木材が約7割、きのこ類が約3割を占めている。

工業は、1事業所当たりの従業者数が41.2人と中小企業が圧倒的に多く、平成26年の製造品出荷額等7,852億円、従業員数1人当たりの粗付加価値額は1,190万円となっている。当地域は、生産用機械・電気機械・輸送用機械の部品・部材産業が集積しており、地域内の取引も多く、それ

に対応する高い技術力を有している。この集積を活用し近隣市町村と連携し産学官金による次世代産業の創出のための研究会の設立に向けた取組も始まっている。また、近隣市町村と連携し地域のぶどうを活用したワインの生産をはじめ、特徴ある農産物を活用した加工食品が多数生産されている。

商業は、平成 26 年の年間商品販売額 4,749 億円、商店数 2,396 店となっており、大規模小売店舗は平成 29 年 3 月末現在で 59 店舗となっている。市町村別では上田市が年間製品販売額全体の 85.4%、大規模小売店舗全体の 81.3%を占め、当地域の近隣市町村も含め、地域全体が上田市の商圏になっている。

観光では、当地域への観光客数は延べ 863 万人（平成 28 年）で県外客は全体の約半数となっており、日帰り客が 78%を占め、他地域に比べ県内客を中心とした通過型の観光地となっている。NHK大河ドラマ「真田丸」放送を契機とした誘客対策等により、平成 28 年は観光客数が大幅に増加した。

交通インフラは、当地域を北流する千曲川にほぼ並行して上信越自動車道、北陸新幹線、しなの鉄道及び国道 18 号が走り、市街地・商工業地帯を形成するとともに、長野地域と佐久地域、首都圏とを結ぶ重要な交通網を構成している。また、千曲川の西側に広がる塩田平には上田電鉄別所線が通っている。特に上信越自動車道は、地域内に 3 つのインターチェンジを有しており、東京圏へは 2 時間程度で結ぶほか、北陸新幹線の上田駅から東京駅へは 1 時間半程度で移動が可能であるなど企業立地や観光に際して優れた交通環境にある。

人口は平成 12 年の 22 万 7,086 人をピークに減少局面に入り、平成 29 年 4 月 1 日現在の推計人口は 21 万 430 人で、年齢 3 区分別人口は、年少人口（15 歳未満）2 万 6,309 人（12.6%）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）11 万 8,455 人（56.6%）、老年人口（65 歳以上）6 万 4,525 人（30.8%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）では、当地域の総人口はこのまま減少を続け、令和 22 年には 16 万人台前半になることが推計される。年少人口と生産年齢人口割合は減少する一方、老年人口割合は増加し、令和 22 年には総人口の約 40%を占める見込みとなっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

当地域は、雇用者数の約 3 割、売上高の約 4 割半、付加価値額の約 4 割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。生産用機械や電気機器、自動車部品等の製造を行っている企業が集積していることを背景に、成長性の高い次世代産業の創出と参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約 4 割を占める卸売・小売業、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

さらに、当地域では少雨多照の気象条件や標高差を活かした野菜、果樹、花きなどの農産物を多く産出するとともに、ワイン用ぶどう、ワイナリーによる 6 次産業化と地域農畜産物のブランド力

の強化と持続可能な生産から流通までのサプライチェーンの構築を目指す。

当地域が抱える多数の史跡、自然等の観光資源を活用して地域外から観光客を呼び込むため、2次交通や地域内の滞在時間を増やすことを研究するとともに、積極的な観光情報発信・観光PRに努めていく。また、日本を代表するスポーツ合宿の聖地を包括する高原エリアは、地域外からのレジャー客のほか、スキー・スノーボード、ラグビー、陸上その他のスポーツ選手団を呼び込むための情報発信のほか、民間資本との連携の手法等を含めて施設の充実を図る。

当地域の気象条件や豊富な水資源、森林資源を活用した太陽光、小水力、風力、木質バイオマスによる発電などの再生可能エネルギーを利用したエネルギーの地消地産を活発に進める

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	4,090 百万円	

（算定根拠）

H29 年 12 月～R4 年度（５年間）の目標値として、促進地域の全産業付加価値額（3,446 億円）の約 1%（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である 0.8%を上回る成長率として設定）にあたる 34 億円の増額を目標値としてきたが、計画期間を 1 年延長することから、促進地域の全産業付加価値額（3,446 億円）の約 0.2%（1%×1/5（1 年分））にあたる 6.9 億円を加えた 40.9 億円を新たな目標値とする。５年間で促進地域の全産業付加価値額（3,446 億円）の約 1%としたのは、平成 24 年経済センサスによる本県の 1 事業所当たりの付加価値額（3,685 万円）が全国平均（5,324 万円）を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

３ 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,685 万円（長野県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6%増加すること

- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6 %増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10%増加すること

なお、(2)、(3)については地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の字の区域とする。

【重点促進区域 1：地図上の位置 A】

長野県小県郡青木村大字当郷字岡石

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約 5.2 ha 程度である。

本区域は、令和元年度事業着手した国道 143 号青木峠バイパスの整備により、松本地域、更には中京圏とのアクセス向上が見込まれる。また、先に整備された「道の駅あおき」や「ふるさと公園あおき」、すでに工場が集積している地域に隣接し、交通の利便性に優れた立地条件を備えていることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域に隣接する商業施設や既存の工業団地も山林等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても、青木村美しい村づくり条例に基づき、景観に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

本区域は、中心部に約 4.7 ha の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域内に自然公園法に規定する国立公園・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

(関連計画における記載等)

第 5 次青木村長期振興計画後期基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）における記載：

新たな企業誘致として、国道 143 号青木峠新トンネルの整備を見据え、立地特性を活かして、オーダーメイド方式で農林業や景観と調和する適切な場所への新たな企業の進出や工場の立地誘導を図ることとしている。

また、土地利用に関し、自然環境や農地を守りながら、良好な生活・産業空間をつくり、村の発展につなげるため、村民所得の向上や雇用創出に資する企業進出の際に必要な用地については、農村地域工業導入地域の拡大や工業地として利用可能なゾーンの設定等、自然環境や景観の保全、地域住民の生活環境との調和に配慮しながら、計画的な確保を図ることとしている。

青木村農業振興地域整備計画（平成 11 年 3 月策定）における記載：

本区域は、村内一の水田地帯中央部の東端に位置する。良質米の生産の低コスト化・省力化を推進するため、受託組織の強化整備、規模拡大志向農家への農地の集積、経営基盤の強化が必要である。一方、工場用地の需要の高まりや近年の少子高齢化、人口減少の進行に対応し、地域の活性化および若年層を中心とした人口の定着等の課題を踏まえ、農用地区域の集合化と調整を図りながら計画的に開発も進めていくこととしている。

青木村美しい村づくり条例（平成 31 年 3 月 19 日条例第 1 号）における記載：

本区域は、美しい景観の保全・育成に向けて設定した 5 つのエリアのうち「商工業・業務集積エリア」、「田園・里山環境エリア」に跨っている。

「商工業・業務集積エリア」は、国道 143 号の沿道又は近傍で、道の駅、商工業施設等が集積している、又は今後集積が見込まれる場所で、それら各施設の機能に応じた利便性や拠点性を確保しながら、全体として、活気や賑わいをもたらす景観の創出を図り、潤いや統一感のある景観の保全・育成を図るエリアとしている。また、「田園・里山環境エリア」は、青木三山をはじめ遠方も含む周囲の山並みを背景に、田園・里山の環境と調和した暮らしに培われてきた景観の保全・育成を図るエリアとしている。

なお、本区域の「田園・里山環境エリア」にかかる範囲については、令和元年度中に規則改正を行い「商工業・業務集積エリア」への変更を予定している。

(地図)



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

本区域は、国道 143 号に至近で、先に整備された「道の駅あおき」や「ふるさと公園あおき」、すでに工場が集積している地域に隣接した地域である。また、令和元年度に事業着手した国道 143 号青木峠バイパスの整備により、松本地域、更には中京圏とのアクセス向上が見込まれ、交通の利便性に優れた立地条件を備えていることから、交通インフラを活用した先進的ものづくり分野などの地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用するものである。

本区域に隣接する商業施設や既存の工業団地も山林等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても、青木村美しい村づくり条例に基づき、景観に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

なお、青木村においては、農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業導入地区が3か所あるが、いずれも立地が進んでおり、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、

まとまった規模の用地が確保できない。また、その他の工業団地や遊休地などの活用できる未利用地は存在しないため、やむを得ず、農用地区域も含めて重点促進区域として設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い適切な土地利用調整を行う。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

長野県小県郡青木村大字当郷字岡石 274 番地、275 番地 1、275 番地 2、276 番地、277 番地 1、277 番地 2、278 番地、279 番地、280 番地、281 番地、282 番地、283 番地、284 番地、285 番地、286 番地、287 番地、288 番地、289 番地、290 番地、291 番地 1、291 番地 2、291 番地 3、292 番地、293 番地 1、293 番地 2、294 番地、295 番地、296 番地、297 番地、298 番地 1、298 番地 2、298 番地 3、299 番地、300 番地 1、300 番地 2、300 番地 3、302 番地 1、302 番地 2、303 番地 1、303 番地 2、304 番地 1、304 番地 2、305 番地、306 番地 1、306 番地 2、307 番地、308 番地、309 番地、310 番地、311 番地 1、311 番地 2、312 番地、313 番地、314 番地、315 番地、316 番地 1

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①金型、切削、プレス、プラスチック成形、電子部品実装等の高度なものづくり基盤技術を活用した成長ものづくり分野
- ②上信越自動車道などの交通インフラを活用した先進的のものづくり分野
- ③生産用機械や電気機械、情報通信機械産業等の集積を活用したヘルスケア分野
- ④上田城跡、湯の丸高原、別所温泉などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑤ワイン用ぶどう畑、ワイナリーなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ⑥レタスやぶどう、牛肉などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑦豊富な日照や河川、森林資源などの自然環境を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①金型、切削、プレス、プラスチック成形、電子部品実装等の高度なものづくり基盤技術を活用した成長ものづくり分野

当地域は、自動車部品、建設機械部品、工作機械部品、モーター関連部品等の加工組立型産業が当地域の製品出荷額等の約7割を占め、その事業所数は339所となっている。(平成26年工業統計調査) 最終製品メーカーは少ないものの高機能部品(デバイス、モジュール)等で業界占有率(シェア)の高い企業が所在するとともに、高精度金型、難削材切削、高精度プレス、精密プラスチック成形、電子部品実装等の高度な「ものづくり基盤技術」に優れた企業が多く集積している。

また、高度なものづくり基盤技術を活用し、研究・技術開発に積極的に取り組む企業が多いこ

とが特徴であり、独自の技術や製品により広範な産業分野をはじめ国内外の経済を支えているとともに、次世代産業等の新たな分野への展開も視野に事業活動に取り組んでいる。

長野県工業技術総合センターや（公財）長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センター、上田市が信州大学繊維学部内に設置し、地域産業の活性化・産学官連携のトップランナーとして全国から注目されている（一財）浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）や坂城町に所在する（公財）さきテクノセンターは、地域に根ざした産学官連携の拠点として、共同研究、技術相談、依頼試験・機器貸付、人材育成、企業間交流等の事業を展開し、ハード、ソフト両面から全面的な支援に取り組んでおり、多くの実績と成果を有している。

平成28年7月には、近隣9市町村が集結し、東信州広域連携による次世代産業の創出を目的に「東信州次世代産業振興協議会」を設立、その推進主体である「東信州次世代イノベーションセンター」が地域企業との橋渡し役を担っており、現在、重点的に取り組むプロジェクトについて検討している。

地域の代表的な学術機関である信州大学は、平成23年度に繊維学部「ファイバーイノベーション・インキュベーター施設（F i i 施設）」を設置して材料開発から試作・評価までを一貫して支援することができる機能を整備し、同学部の科学技術プロジェクト等を活用して、産学連携支援、県内外企業の連携支援、ベンチャー企業の育成に取り組んでいる。また、平成26年に「国際ファイバー工学研究所（IFES）」設置し、先進的研究を進化させるとともに、国際連携にも力を入れている。

繊維学部内のF i i 施設やAREC施設には、ベンチャー企業が集積しており、新しい産業の芽を生み出している。

当地域では、ものづくり基盤技術産業の集積により、長年培われた企画・設計・開発、精密加工組立技術等を活用した付加価値の高い製品づくりを展開するとともに、第4次産業革命関連分野との連携が更に加速していく中で、人工知能（AI）やIoT、ICTを導入・活用した製品開発手法の検討や工場の生産性の向上のほか、営業力のレベルアップ、海外市場獲得に向けた輸出方法の効率化などによる企業の業績向上を目指す。

産学官連携により得られる研究開発成果を活かすとともに、地域産業に不可欠な業種である情報サービス業とデザイン・機械設計業も含め、機能性や感性等の付加価値を高めることにより、産業界から暮らしまでを支える多様な市場に製品や技術を提案することができる成長ものづくり分野の発展を進めていく。

また、今後更に異業種連携（観光・農業など）を進めるために、ものづくりで培った製造技術やAIやビックデータを活用し、生産現場での業務効率化や生産性向上を図るとともに地域資源（発酵技術など）を活用した製品・サービスとものづくり産業との連携による付加価値向上を進めていく。

このように当地域は、企業の自律的な取組が進められていること、行政、大学等の研究機関、産業支援機関等による支援体制も確立していることから、当地域の基幹産業であるものづくり分野の発展は大きな付加価値が期待できることから、県と市町村は、成長ものづくり分野を推進する。

②上信越自動車道などの交通インフラを活用した先進的ものづくり分野

当地域を横断する上信越自動車道は地域内に「東部湯の丸」、「上田菅平」、「坂城」の3つのインターチェンジを有しており、首都圏へは2時間程度、また北陸地域へは3時間半程度で結ぶほか、北陸新幹線の上田駅から東京駅、金沢駅へは共に1時間半程度で移動が可能である。

また、平成30年8月25日に平井寺トンネル有料道路が無料開放されたほか、国道254号の三才山トンネル有料道路、国道142号の新和田トンネル有料道路の無料開放も予定されている。

更には、国道143号青木峠バイパスの整備により、諏訪地域や松本地域、中京圏とのアクセスが向上し、今後ますます交流が活発化することが見込まれる。

地域経済の好循環、若者の地元定着を図るために、雇用の確保を踏まえた魅力的な企業立地が不可欠である。現在、当地域の工業団地は、上田市の下之郷、富士山、神の倉、東御市の東部湯の丸インターチェンジ周辺、羽毛田、上川原、羽毛山、坂城町のテクノさかき駅周辺などを中心に集積しているが、地域内外の企業から新たに工場団地を求める声も上がっており、従来の工場団地への企業立地の取り組みに加え、上田市にある箱置工業団地、東御市にある大川北工業団地等の造成をはじめ上信越自動車道のエリア内の各インターチェンジを基点とした新たな工業団地、有料道路の無料化、国道143号青木峠バイパスの整備を契機とした企業誘致に向けた工業用地の整備が検討されている。

当地域では、精密機械加工、プラスチック成形、電気・電子部品の設計組立等を行う加工組立型産業が製造品出荷額等の約7割を占めており、自動車部品、建設機械部品、工作機械部品、モーター関連部品等を製造する約340社の企業が集積している。また、地域の中小企業を中心とした約140社で構成する「上田ドリームワークス」が平成28年3月に設立され、同業者グループの受注拡大を目指した企業間の事業連携や地域内の取引も活発に行われている。

これらの企業はその精密加工組立技術等を利用して、IoTを搭載した生産機械装置、EV等の次世代自動車、オリンピック・パラリンピックを契機とした建機関連、半導体分野などの製造装置機器、先端の情報通信機器、加工作業や輸送作業を軽減する業務用機器といった先進的なものづくり分野への展開に取り組んでおり、当地域の経済を牽引する重要な柱となっている。

これらの先進的なものづくり分野の需要は増大しており、この需要を地域で最もボリュームゾーンの大きな業種に取り込んでいくこと、また、地域内での企業立地のほか、上信越自動車道や北陸新幹線などの交通インフラを活用した地域外からの企業の誘致、または連携を強化することで、工業団地を核とした成長産業が集積し、付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、先進的なものづくり分野を推進する。

③生産用機械や電気機械、情報通信機械産業等の集積を活用したヘルスケア分野

当地域では、前述の「東信州次世代産業振興協議会」の推進主体である「東信州次世代イノベーションセンター」が、企業間同士の連携の促進及び産学連携を加速させるため、300社程度の企業ヒアリングを行い、次世代産業の創出に取り組んでいる。ヒアリングを通じてコア技術、取引先からの評価等の各社の強みや建物・機械装置等の設備投資の状況、技術者を中心とする人材不足等の課題を把握し、それらを補完、また組み合わせることで、地域内の新たなビジネスマッチングの促進や地域全体の産業力向上を目指している。

当地域に所在する信州大学繊維学部では、「着用型の生活動作支援ロボット」の開発に取り組んでおり、大学発ベンチャーも設立された。平成 28 年度文部科学省「地域科学実証拠点整備事業」の採択を受けて繊維学部内に研究拠点「ファイバー・ベンチャーエコシステム形成拠点」の整備を進めている。繊維学部が有する材料関連技術を活用し、10 社以上の県内外の企業が参画した産学連携により、現在までに 4 号機を開発、次世代自立支援機器や産業支援ロボット等の事業化が期待されている。

生産用機械、電気機械、情報通信機械産業の製造品出荷額等は、それぞれ 1,854 億円、1,371 億円、543 億円と当地域全体の約 5 割を占め、事業所数もそれぞれ 168 社、51 社、15 社と全体の約 3 割半を占めている。（平成 26 年工業統計調査）

今後は、少子高齢化が進展する中、健康・医療に対するニーズがますます高くなることが予想されることから、製造品出荷額等の約 5 割を占める生産用機械や電気機械、情報通信機械等の産業機器製造で培った設計開発や精密加工組立技術等を活用し、製造業者と医療・福祉現場のニーズを結びつけた医療機器、福祉機器、介護機器、医療現場・介護現場等の人手不足解消やサービス向上に向けた製品及び健康・福祉管理システム等を開発・製造販売するなど、ヘルスケア産業の発展が加速することが見込まれる。

こうしてこの地域では、製造業と健康・医療・福祉ニーズ等を結びつけた新たな産業の創出を目指し、企業と支援機関によるこれまでの取組や「東信州次世代イノベーションセンター」の取組を効果的に活用し、新製品やサービスを地域内外の市場に展開することで付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、ヘルスケア分野を推進する。

④上田城跡、湯の丸高原、別所温泉などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

当地域は、少雨多照の気候で、標高差のある豊かな自然に恵まれ、「美ヶ原高原」、「菅平高原」、「湯の丸高原」などの高原、塩田平に広がるため池、「稲倉」、「姫子沢」の棚田などの美しい景観や四季折々の食材、「別所温泉」、「鹿教湯温泉」などの温泉、「安楽寺八角三重塔」、「大法寺三重塔」の国宝をはじめとする重要文化財などの歴史的建造物・史跡等、多様な観光資源がコンパクトに集積された地域であり、延べ 863 万人（平成 28 年長野県観光地利用者統計調査）の観光客が訪れる。

また、北陸新幹線や上信越自動車道など、高速交通網の整備により首都圏・日本海方面からのアクセス性に優れ、佐久・諏訪・松本・長野地域に隣接する文化・経済・交通の要衝に位置しており、地域内外の一層の連携と交流により、更なる発展が期待される地域である。

美ヶ原・菅平・湯の丸の 3 つの高原に囲まれた当地域は、雄大な自然を感じることでできる絶好の場所である。豊かな自然を活かした観光体験も豊富で、ウィンタースポーツや登山・トレッキングをはじめ、グリーンツーリズム、パラグライダーなどのアクティヴな体験が年間を通して楽しめる。

中でも標高 2,000m の熔岩台地に約 600ha の大草原が広がり「アルプスの展望台」と称される「美ヶ原高原」には、360 度のパノラマの絶景が広がり、野外におよそ 350 点の現代彫刻を展示する美ヶ原高原美術館など、豊富な観光資源により多くの観光客を楽しませている。

その冷涼な気候からスイスの保養地にちなんで「日本のダボス」と呼ばれる「菅平高原」は、冬は国内トップクラスのスノーリゾートとして、また夏はラグビー等、スポーツ合宿の聖地として、年間 108 万人に及ぶアスリートや観光客が訪れる。現在、2019 年に開催される「ラグビーW杯」の公認チームキャンプ地及び事前合宿の誘致に向け、活動を推進している。

国指定天然記念物のレンゲツツジが一面に咲き誇る姿のほか、コマクサやイワカガミなど高山植物の宝庫「花高原」として親しまれる「湯の丸高原」は、穏やかな山容と安定した気候、抜群の展望から、登山・トレッキングの初心者に人気である。

これらの豊かな自然環境を活用したエコツーリズムの更なる充実のほか、整備を進めている高地トレーニング施設を核としたスポーツツーリズムを推進している。

「菅平高原」、「湯の丸高原」などを包括する高原エリアでは、選手強化キャンプその他の各種国際大会を睨んでスポーツ施設の更なる充実を図るとともに、これらの施設周辺への宿泊施設その他の関連施設の整備・誘致等を進めていく。

地域を東西に流れる千曲川は生物多様性に富み、多種の淡水魚が棲息しており、“つけば漁”と呼ばれる伝統漁法やアユ釣りなどの光景が初夏の風物詩となっている。

また、塩田平に広がるため池群、稲倉の棚田・姫子沢が織りなす情緒あふれる景観はそれぞれ国の百選に選ばれるなど高い評価を得ている。

そのほか、農村や高原、特産物等の地域資源を活かした農業体験、星空観察、和紙づくり・蕎麦打ち体験なども各地で盛んに行われている。

当地域は歴史ある名湯が数多く存在する。中でも信州最古とも言われている「別所温泉」周辺には、中世より受け継がれる貴重な文化財など歴史的建造物が点在することから「信州の鎌倉」と呼ばれ、旅館の内湯はもちろん、外湯や足湯また日帰り入浴施設もあり、気楽に温泉を楽しむことができる。

鹿に化身した文殊菩薩が出湯の所在を教えたといえられる「鹿教湯温泉」は、江戸時代から湯治場として栄え、昭和 31 年に全国でも数少ない環境省の国民保養温泉地に指定、平成元年には「日本の名湯百選」第一号の認定を受けており、最近では（公社）日本理学療法士協会や環境省等と「温泉を活かした健康づくりに関する協定」を締結するなど、地域資源を活かした活動を展開している。

また、田沢、沓掛、大塩、霊泉寺など歴史・個性溢れる温泉のほか、日帰り温泉も各地に多く点在し、温泉天国さながらの様相を呈している。

当地域は、鎌倉時代に幕府の守護職が当地域（塩田）に居を構え長く治めたことから、信濃の政治・宗教の中心地として仏教文化が栄え、国宝に指定されている安楽寺八角三重塔、大法寺三重塔のほか、国の重要文化財である信濃国分寺三重塔、前山寺三重塔はじめ貴重な文化財が今なお数多く残る。

また、戦国の世に名高い真田氏発祥の郷であり、真田信繁（幸村）の父・昌幸によって築かれた上田城のほか数多くゆかりの史跡が残る。平成 28 年の NHK 大河ドラマ「真田丸」放送の際には前年を 6 割上回る 350 万人近い観光客が上田城跡を訪れ、歴史ファンを魅了した。

更に、旧北国街道の面影を残す「重要伝統的建造物群保存地区」である海野宿や中山道の和田宿など旧街道筋の街並み、縄文時代の鉾山跡が残る黒耀石の原産地である星糞峠・和田峠などの歴

史ロマンに溢れるスポット、江戸時代に養蚕・蚕種業で栄えた「蚕都」の面影を今に伝える「旧常田館製糸場」建物群や「上田紬」など、歴史の名残を感じさせる街並みや産業遺産、伝統工芸等を垣間見ることができる。

上田市街地では、商店街の空き店舗を活用し、上田市内 4 大学等（信州大学、長野大学、上田女子短期大学、長野県工科短期大学校）が、「学園都市・上田」実現のための「地域と大学の連携拠点」として位置づける「まちなかキャンパスうえだ」を共同で設置運営し、市民講座の開催や大学等と連携した各種イベントなどを通して、商店街に人が集まり周遊する仕掛けを作り、賑わいを創出するまちづくりを推進している。

こうした地域の特徴を最大限に生かした観光・スポーツ・文化・まちづくり分野は、地域の工夫、努力、熱意により大きく発展し、付加価値の向上が期待できる分野であり、地域の知名度向上などの副次的効果も期待されることから、県と市町村は、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を推進する。

⑤ワイン用ぶどう畑、ワイナリーなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

当地域は、全国有数の日照時間の長さや昼夜の寒暖差が大きい内陸性気候、変化に富んだ地形と水はけの良い土壌がワイン用ぶどうの栽培に適しており、欧州系ワイン用ぶどう（ベニフェラ種）により醸造されたワインは国内のワインコンクールで度々入賞している。当地域には、現在、約 76ha のワイン用ぶどう畑（平成 28 年）と 7 か所（東御市 6、青木村 1）のワイナリーがあるが、このうち 4 か所は、ここ 3 年以内に設立されたものであり、その後もワイン用ぶどうの生産とワイナリーの開業を目指す新規就農者を中心とした生産者が増加している。

このような中で、自治体がワイン用ぶどう畑の圃場整備を進めるとともに、当地域における適正品種等の情報提供のほか、農地確保に対する積極的な支援やワイナリーを誘致する動きも出てきており、特徴あるワイナリーの集積が活発に進んでいる。平成 27 年 6 月には、関係 8 市町村が連携し構造改革特区である「千曲川ワインバレー（東地区）特区」の認定を受け、平成 28 年 2 月に「千曲川ワインバレー特区連絡協議会」を設置し、良質なワイン用ぶどうを栽培するため、土壌診断や信州大学、長野県による気象観測、ぶどうの成分分析などを行うほか、高品質なワイン醸造の研究、ワイン会（113 名参加）などのイベントの開催、ワイナリー循環バスの試験運行（695 人利用）、地元ワインのブランド化、ワインツーリズム、6 次産業化等に取り組んでいる。また、将来的には地元企業と連携し、ワイン醸造用の機械器具類、ワイン用ぶどう生産用の専門機械（リーフカッター、株間除草機能付乗用モア、畦畔用の無人除草機（ドローン））の地域内での生産・導入による生産コストの低減を目指している。

信州大学では、先鋭領域融合研究群の次代クラスター「社会基盤研究センター」を平成 28 年に設置し、人文社会科学系研究者を中心に全学部から若手研究者が参画している。本研究センターは、当地域のワイナリー等と連携し、国のプロジェクトを活用してワインの品質に加え、ワインが造られる地域などの付加価値の析出によりブランド価値の創造と維持に取り組んでいる。また、信州大学は平成 28 年度に長野県の補助金を活用し、繊維学部附属大室農場（東御市）に「千曲川ワインバレー分析センター」を新設し、経法学部が運営に当たり、収穫期にワイン用ぶどうの成分分析を行い生産者へ情報提供することで、ワインの品質向上を図っている。

当地域の基幹交通であるしなの鉄道は、観光列車「ろくもん」による「信州ワインバレー号」の運行を開始、車内で地元産ワインと料理を提供するなど、ワインを観光資源とした取り組みも始まっている。ワイン愛好家はじめ観光客が鉄道の駅からワイナリーや観光施設へ移動するための交通手段として巡回バスを試験運行するなど、観光客の動線を充実させるための二次交通の研究を進めている。また、圃場整備されたぶどう畑の景観を観光資源と捉え、ワイナリーと併せた周辺一帯の観光地化を目指しており、今後増加すると見込まれる観光客に対応するため、ワイナリーの他、レストラン、ショップ、宿泊施設等を誘致するなど、地域が一体となって滞在型観光による地域づくりを目指した施設整備に取り組んでいる。

このように、地域が一体となって地域資源であるワイン用ぶどう畑、ワイナリーの振興に取り組むことで、地域ブランドの確立とそれを求める観光客の集客効果や、ぶどう畑とワイナリーを中心とした景観形成による付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は観光・まちづくり分野を推進する。なお、坂城葡萄酒醸造(株)では、ワイナリーとレストランの施設整備を予定している。

⑥レタスやぶどう、牛肉などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野

当地域は、耕地が標高 420m から 1,300m に立地し、年間降水量が 1,000mm 前後と少雨多照の気象条件を巧みに活かした特色ある農業が展開されている。特に、菅平地域のレタス等の高原野菜や東御市・上田市塩田地域を中心としたぶどう、くるみ、リンゴ栽培など、全国的にも評価の高い農産物が生産されている。主な農産物の生産量は、野菜が約 2 万 4 千トン、米が約 1 万 6 千トン、花きが約 1 千 4 百万本となっている。(平成 27 年)

水稻ではコシヒカリを中心に作付けされ、麦、大豆・そば等とともに産地ブランドの確立と実需者ニーズを重視した米穀生産を行っている。また、園芸作物は生産者の高齢化等により栽培面積の減少が続いているが、消費者ニーズが高いシャインマスカット等の無核ぶどう品種への転換やブロッコリー等の生産が増加してきており、生産にあたっては、JGAP やグローバル GAP の認証取得を推進している。

なかでも、当地域の特産物であるリンゴ、ぶどう、シナノグルミなどの果樹類、トルコギキョウ、リンドウ、グラジオラス、スターチスなどの花き類、タチアカネそば、ダッタンそば、こうじいらず(大豆)などの雑穀類、うえだみどり大根、山口大根、ねずみ大根、ホワйтアスパラガスなどの野菜類、地鶏(真田丸など)・ブランド牛(信州プレミアム牛など)・ブランド豚(信州太郎ポークなど)の畜産類は、地域が一体となって産地化・ブランド化を推進しており、今後は AI (Agricultural Informatics) や ICT などを活用した効率的な生産体制の充実と戦略的な農業経営を標榜していく。

また、新たな取組として、HACCP を取得して、遊休農地を活用し放牧による和牛を飼育、精肉販売からレストラン経営を目指す動きや、信州黄金シャモなどの地鶏育成と加工を一体化した育成農場(加工施設併用)を開設し、柔軟な出荷体制で新鮮な鶏肉提供の取組も進んでいる。地域おこし協力隊と連携し、川魚養殖用いけすでチョウザメを試験的に養殖しており、食用販売、将来的にはキャビアの生産販売までを目指している。

上田市塩田平一帯は長野県内でも有数のまつたけの産地であり、まつたけをはじめとしたきの

こ類の産出額は、当地域の農業産出額の約2割強を占めている。9月から10月のまつたけのシーズンになるとまつたけ小屋が営業を開始し、多くの人で賑わうとともに、観光客が当地域を周遊する場合の観光資源の核になっている。

当地域で生産されるカラマツ等の木材は、高品質な製材品として加工され建築部材として利用されるほか、土木用材等としても利用されている。特に森林管理認証及び流通・加工認証の取得により持続可能な森林経営及びそこから生産された加工品等を区分することで、より確かな製品等を消費者に提供する動きが広がっている。

当地域は地域の原材料を使った清酒、ワインなどの果実酒、地ビールなどの酒類や、地元の牧場や農場が生産する生乳を使ったチーズ、ヨーグルト、アイスクリーム等の乳製品のほか、特産物を活用した菓子類、ハム類、川魚加工品、味噌その他の大豆加工品、そばなどをはじめ、多様な特徴ある食品が製造されている。

長和町の和田峠周辺は黒曜石の産地であり、その岩盤をぬって湧き出ている湧水は超軟水で「黒曜の水」として親しまれ、現在も水汲み場は、連日、地域内外から訪れる人で賑わっている。「黒曜の水」のブランド力を意識した水メーカーによるボトリング工場の立地が計画されている。

県内第3位の都市上田市を抱え、農産物直売所の売り上げ増加など地場産農作物への関心が高まっており、道の駅内の農産物直売所をはじめ、常設農産物直売所の売上額は約19億円（H28実績）と年々増加してきている。特に売上額1億円以上の農産物直売所が6所あり、県全体の15%を占めており、今後も農産物直売所の拡充や新設も見込まれる。また、地域の農林水畜産物や食品を地域外や海外へ販売する地域商社による地域産品のブランド化、情報発信も期待されている。

このように当地域では、地元の観光業者、地域商社等と結びついた「おいしい信州ふーど（風土）」（長野県が農産物等を認定）の利用拡大や農産物直売所、ワイナリー等の地域資源を活用した交流人口の増大、加工食品の品質向上・販路拡大支援等による6次産業化を進めるとともに、6次産業化の根幹となる第1次産業の復興及び農産物等の産地化を図りながら、首都圏などの人口集積地を中心に全国や海外に向け、これらの特徴ある地域資源の情報発信及びブランド化に取り組んでいる。

当地域の特徴ある農林水畜産・食品は、原料から販売まで売り上げのほとんどが地域の付加価値になること、地域に人を呼び込む観光資源になることから、県と市町村は、農林水産・地域商社分野を推進する。

⑦豊富な日照や河川、森林資源などの自然環境を活用した環境・エネルギー分野

当地域は、日照時間が年間約2,100時間（全国平均年間1,850時間程度）と長いことや、千曲川支流の鹿曲川、依田川、神川、浦野川などの急峻な河川の水流などを利用し、太陽光発電、小水力発電、風力発電などの自然エネルギーの活用が進められ、地域の産学官金が連携して研究会を設立し、太陽光発電、小水力発電、風力発電を複合化した発電設備の研究開発、実証実験に取り組み、研究会の中核企業が事業拡大を進めている。例えば、信州大学繊維学部には、太陽光発電パネルを設置し、発電設備の実証実験を行っている。

当地域が中心となった上田地域定住自立圏（当地域市町村、長野県立科町、群馬県嬬恋村）では、「第2次上田地域定住自立圏共生ビジョン」（H29.3.27策定。H29～R3の5箇年計画）の中で、

「木質バイオマス利活用策の研究・検討」を具体的な取組として掲げている。

当地域の森林面積は約 69 千 ha であり、当地域の約 7 割を占める森林で育つ信州カラマツ（年間生産量約 3 万 m³）等の森林資源は、製材品にならない間伐材や松くい虫被害木の有効活用が課題となっており、これらを薪やペレット等のバイオマス燃料に加工し、暖房やボイラー、温泉の熱源などに利用する取組が進められている。また、ボイラーの開発製造などエネルギー関連産業を手掛ける企業も存在し、エネルギーの地消地産に向けた環境の整備も進んでいる。

当地域では、林業振興の促進のため、既に官民が連携して木質バイオマス発電の実証実験の取組が始まっており、今後も木質バイオマスエネルギーをはじめとした再生可能エネルギー分野について検討を進めていく。

環境・エネルギー分野は、地球規模において早急に取り組まなければならない課題であることから、今後成長が見込まれる有望分野であり、当地域でも官民が連携して既に様々な取組が進められており、付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、環境・エネルギー分野を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進するために適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう一定の要件を課した上で、固定資産税、不動産取得税の減税措置に関する条例の制定、または、現行の条例の活用について検討する。

② 地方創生関係施策

平成 30 年度以降も地方創生推進交付金等の活用を視野に、地域間連携を考慮しながら、機械・自動車産業等の成長ものづくり分野、次世代産業機器等の先進的のものづくり分野、医療・福祉機器産業等のヘルスケア分野、スポーツツーリズム等の観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、ワイン産業等の観光・まちづくり分野、高原野菜・果樹・畜産等の農林水産・地域商社分野、自然エネルギー・木質バイオマスエネルギー等の環境・エネルギー分野において、人材育成や施設投資、販路開拓等の支援機能の強化を行っていく。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

② 公設試験場が有する研究成果、知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試験場が保有している情報であって資料として開示している情報について提供を行うとともに、その活用方法について助言を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①長野県上田地域振興局、上田市商工観光部、東御市産業経済部、長和町産業振興課、青木村商工観光移住課、坂城町産業振興課に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合、長野県庁、長野県上田地域振興局、市役所、町村役場が連携して対応を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① (一財) 浅間リサーチエクステンションセンター等の強化

(一財) 浅間リサーチエクステンションセンターや(公財) さかきテクノセンター等の支援機関の機能強化を図るため、地域企業が利用できる共同研究室(インキュベーション)や試験設備の活用、新技術・製品の研究開発や開発製品の事業化の支援、事業承継なども含めた幅広い分野における専門家の配置や各種相談窓口の設置など、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充を実施する。

② インフラの整備

上田市、東御市に産業団地を整備する。

また、産業団地等にアクセスする国県道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	制度検討	運用	運用
②地方創生推進交付金を活用した生産技術向上及び人材育成		交付金申請、事業実施	運用
【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】			
①産業用地情報の逐次開示	調整・整備	運用	運用
②公設試験場が有する研究成果、知的財産等の情報提供	調整・整備	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	調整・整備	運用	運用

【その他】			
①（一財）浅間リサーチエクステンションセンター等の強化	支援機能拡充	運用	運用
② インフラの整備	事業調整、調査等	産業用地一部分譲	

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、信州大学繊維学部等の学術機関、長野県工業技術総合センター、（公財）長野県テクノ財団、（一財）浅間リサーチエクステンションセンター、（公財）さかきテクノセンターなどの支援機関と連携し支援を行う。個々の対応については、事業者の要望に沿いながら必要に応じて支援計画を作成し支援を行っていく。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①信州大学等、学術機関

当地域は、信州大学、長野大学、上田女子短期大学、長野県工科短期大学校が所在し、大学等の集積が強みである。

信州大学は、上田市内に繊維学部があり、繊維工学からファイバー工学への展開を進め、現在では最先端の科学技術を担う大学として産学官連携による研究事業等を活発に展開しているとともに、理論的知識とものづくり技術を併せ持った人材の育成を行い高度な実践技術者を輩出している。さらに、東御市内の信州大学繊維学部附属大室農場に設置した「千曲川ワインバレー分析センター」は、経法学部が運営に当たり、収穫期にワイン用ぶどうの成分分析を行い生産者へ情報提供することで、ワインの品質向上を図っている。

長野大学は、平成 29 年度から公立化され、地域が抱える課題解決に向けた取組を推進し、地域社会の発展を牽引できる人材を輩出している。

上田女子短期大学は、幼児教育や社会人として必要となる柔軟な思考力と社会が要求する専門性を併せ持つ人材を輩出している。

長野県工科短期大学校は、実験・実習を通した少人数ものづくり教育により高度な実践技術者を輩出している。

②ファイバーイノベーション・インキュベーター施設（F i i）

経済産業省の地域企業立地促進等共用施設整備費補助金を活用し信州大学繊維学部内に産学官共同研究開発施設を設置。共同研究室・分析・評価設備を備え、企業が取り組むサンプル試作から製品化までを支援している。

③長野県工業技術総合センター

技術相談、依頼試験、機器貸付、人材育成等を実施。技術分野別に材料技術部門（長野市）、食品技術部門（長野市）、環境・情報技術部門（松本市）、精密・電子・航空技術部門（岡谷市）の 4 部門を設置し、各分野に特化した試験研究設備を整備している。

④（公財）長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センター

長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センターは、長野県東信地域を担当エリアとし、産学官連携による技術革新と人材育成に取り組んでいる。

⑤（公財）長野県中小企業振興センター

経営支援・経営革新・創業支援、人材育成、受発注情報の提供、各種展示会への出展支援等により、中小企業等が抱える課題解決のための各種事業をワンストップで行っている。

⑥（一財）浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）

上田市が信州大学繊維学部内に設置。施設内には共同研究室（インキュベーション17室）を備え、地域の産学官交流の拠点である。推進母体である「AREC・Fiiプラザ」の地域内外を含めた法人会員は239社（平成29年7月現在）にのぼり、コーディネート活動を通して、信州大学等の研究シーズを活用した産学官プロジェクトの推進、人材育成、企業間交流、技術相談等に取り組み、地域企業のビジネス化を加速している。

⑦（公財）さかきテクノセンター

坂城町の工業の中核センターとして設置。汎用試験設備を有し、技術開発支援、人材育成、企業間交流、情報提供等を行うと共に、技術コーディネート活動を通じて地域企業の技術力向上を支援している。

⑧商工会議所・商工会

当地域には、上田商工会議所と上田市商工会、真田町商工会、東御市商工会、青木村商工会、長和町商工会、坂城町商工会の6か所の商工会が設置されている。当地域の経済団体として、地域づくりや商工業の振興・発展を目的とした組織で、中小企業を対象とした各種講演・講習会の開催や金融・税務・経理・労働・創業支援等の経営相談、経営力向上に資する人材育成支援など、幅広いニーズに対応している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令等の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の3Rの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所と長野県環境部で調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行

う。特に国立公園にかかる事業の実施等に際しては必要に応じて、長野自然環境事務所と十分調整を図る。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域は、比較的自然災害が少ない地勢であるものの、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害・土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

① P D C A 体制の整備

区域内自治体、長野県、信州大学繊維学部、長野大学、長野県工科短期大学校、(公財)長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センター、(一財)浅間リサーチエクステンションセンター、(公財)さかきテクノセンター、区域内商工会議所及び商工会で、上田広域経済牽引事業促進協議会を組織する。年1回、協議会を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて基本計画の効果の検証と事業の見直しを検討する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1】

長野県小県郡青木村大字当郷字岡石

(農地) 青木村大字当郷字岡石 275 番地 1、276 番地、278 番地、279 番地、281 番地、282 番地、283 番地、284 番地、285 番地、287 番地、290 番地、292 番地、294 番地、295 番地、296 番地、297 番地、298 番地 1、299 番地、302 番地 1、303 番地 1、303 番地 2、304 番地 1、304 番地 2、305 番地、306 番地 1、306 番地 2、307 番地、308 番地、309 番地、310 番地、312 番地、313 番地、314 番地、315 番地

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

本区域内においては、既存の耕作道路以外、上下水道等の公共施設は存在しないが、至近には、国道、上下水道等のインフラがすでに整備されているため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地区内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域 1】

青木村においては、農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業導入地区が 3 か所あるが、いずれも立地が進んでおり、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。また、その他の工業団地や遊休地などの活用できる未利用地は存在しない。

また、重点促進区域内においては、現在のところ遊休地等は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 1】

青木村農業振興地域整備計画では、農地の集積、経営基盤の強化が必要であるとする一方、工場用地の需要の高まりや近年の少子高齢化、人口減少の進行に対応するため、農用地区域の集合化と調整を図りながら計画的に開発も進めていくこととしている。

第 5 次青木村長期振興計画後期基本計画では、新たな企業誘致として、国道 143 号青木峠新トンネルの整備を見据え、農林業や景観と調和する適切な場所への新たな企業の進出や工場の立地誘導を図ることとし、企業進出の際に必要な用地については、自然環境や農地を守りながら、工業地として利用可能なゾーンの設定をするなど、景観の保全、生活環境との調和に配慮しながら、計画的な確保を図ることとしている。

青木村美しい村づくり条例の「商工業・業務集積エリア」では、国道 143 号の沿道又は近傍で、道の駅、商工業施設等が集積している、又は今後集積が見込まれる場所を、それら各施設の機能に応じた利便性や拠点性を確保しながら、全体として、活気や賑わいをもたらす景観の創出を図り、潤いや統一感のある景観の保全・育成を図るエリアとしている。

なお、本区域の一部に「田園・里山環境エリア」が存在するが、令和元年度中に規則改正を行

い「商工業・業務集積エリア」への変更を予定している。

本区域については、上信越自動車道などの交通インフラを活用した先進的ものづくり分野の地域経済牽引事業が見込まれることから、村内で工業用地の確保が求められている中で、道の駅周辺地域は、唯一大規模工業用地を確保できる余地があるため、工業用地として活用を図る地域として設定するもので、これらの方針と調和したものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、現状、遊休地等の活用可能な土地は存在しないが、今後それらの土地が発生した場合には優先的に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域以外の地域を優先的に設定することとし、農用地区域以外の地域での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

やむを得ずこうした区域内における集团的農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる場合は、そうした土地を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「５（１）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備などの面的整備事業（灌漑排水事業などの線的整備事業は含まれない。）を実施した農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、以下の方針により農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにする。

- ・ 農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基

- き、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
本区域内には、市街化調整区域は存在しない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）